

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 5 月 27 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
かれい固定式刺し網漁業	37 隻	5 トン未満	定めなし	陸奥湾海域とする。ただし、共同及び区画漁業権漁場の区域並びに青森港の港域を除く。	8 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 東津軽郡郡外ヶ浜町に漁業根拠地を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	公示の日から 令和 6 年 6 月 28 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル以内の海域で操業しないこと (2) 使用する網の長さ及び船上に積む予備の網の長さは、それぞれ延べ 1,000 メートル以内とする (3) 使用する網の目合は、105 ミリメートル（3 寸 5 分）以上とする (4) 漁具の両端に標識を設置すること (5) 使用する網は、一枚網とすること (6) 次に掲げる水産動物が採捕された時は、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならぬ ア さけ・ます類 イ なまこ ウ 海産ほ乳類
	3 隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 東津軽郡郡蓬田村に漁業根拠地を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		

	18隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 青森市に漁業根拠地を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		
	67隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 東津軽郡平内町に漁業根拠地を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		
	35隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 上北郡野辺地町に漁業根拠地を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		

かれい固定式刺し網漁業	43 隻	5 トン未満	定めなし	陸奥湾海域とする。ただし、共同及び区画漁業権漁場の区域並びに青森港の港域を除く。	8月1日から 7月31日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 上北郡横浜町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	公示の日から令和6年6月28日まで	1 許可の有効期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の海域で操業しないこと (2) 使用する網の長さ及び船上に積む予備の網の長さは、それぞれ延べ1,000メートル以内とする (3) 使用する網の目合は、105ミリメートル(3寸5分)以上とすること (4) 漁具の両端に標識を設置すること (5) 使用する網は、一枚網とすること (6) 次に掲げる水産動物が採捕された時は、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならぬ ア さけ・ます類 イ なまこ ウ 海産ほ乳類
	28 隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 むつ市に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		

	19隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 むつ市川内町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		
	2隻					次のいずれにも該当する者とする。 1 むつ市脇野沢村に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者		